

## 山辺町公の施設に係る指定管理者の手續等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、山辺町公の施設に係る指定管理者の指定手續等に関する条例（平成17年条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募の方法)

第2条 条例第2条に規定する公募の方法は、次に掲げる方法のうち全部又は一部の方法により行うものとする。

- (1) 山辺町公告式条例（昭和29年条例第1号）に規定する掲示場への掲示
- (2) 町の広報への掲載
- (3) 町のホームページへの掲載
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が適当と認める方法

(申請資格)

第3条 条例第3条に規定する指定管理者の指定を受けようとする団体は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。ただし、団体の法人格の有無は問わない。

- (1) 法律行為を行う能力を有しないもの
  - (2) 破産者で復権を得ないもの
  - (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第11項の規定による指定の取り消しを受けたことがあるもの
  - (4) 指定管理者の指定を委託と見なした場合に、法第92条の2、第142条又は第180条の5第6項の規定に抵触するもの
  - (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により町における競争入札等の参加を制限されているもの
  - (6) 国税及び地方税を滞納しているもの
- 2 その他申込資格に関して必要な事項は、町長等が別に定める。

(申請書等)

第4条 条例第3条に規定する規則で定める申請書は、山辺町公の施設に係る指定管理者指定申請書（様式第1号）とする。

2 条例第3条第1号に規定する団体の資格を有していることを証する書類として規則で定めるものは、次の各号に掲げる書類とする。

- (1) 法人にあっては、登記事項証明書
- (2) その他の団体にあっては、団体の代表者の身分証明書
- (3) 定款、寄附行為、規約その他これらに相当する書類
- (4) 公募の開始以降に交付された国税及び地方税の納税証明書
- (5) 申請資格、又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書

3 条例第3条第4号に規定する当該団体の経営状況を説明する書類として規則で定めるものは、次の各号に掲げる書類とする。ただし、当該団体が、第1号から第4号までに掲げる書類を作成していない場合は、この限りでない。

- (1) 前事業年度の収支（損益）計画書又はこれらに相当する書類

- (2) 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類
  - (3) 現事業年度の収支報告書及び事業計画
  - (4) 団体の事業報告書を作成している場合は、当該報告書
  - (5) 団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類
- (指定の通知)

第5条 町長等は、条例第6条の規定により指定管理者を指定したときは、指定した団体に対し、山辺町公の施設に係る指定管理者指定通知(様式第2号)により通知するものとする。

(選定委員会の設置)

第6条 町長は、指定管理者の選定を公平かつ適正に行うため、山辺町公の施設に係る指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を置く。

2 選定委員会の組織に関して必要な事項は、別に定める。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

年 月 日

山辺町長 殿

申請者 所在地  
団体名  
代表者氏名 印

山辺町公の施設に係る指定管理者指定申請書

山辺町公の施設の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 3 条の規定に基づき指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 . 施設の名称及び所在地

施設の名称	
施設の所在地	

2 . 添付書類

- (1) 法人登記簿の謄本（法人の場合）
- (2) 団体の代表者の身分証明書（非法人の場合）
- (3) 定款、寄附行為、規約その他これらに相当する書類
- (4) 公募の開始以降に交付された国税及び地方税の納税証明書
- (5) 申請資格、又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書
- (6) 管理を行う公の施設の事業計画書
- (7) 管理に係る収支計画書
- (8) 前事業年度の収支（損益）計画書又はこれらに相当する書類（既に財産的取引活動をしている団体のみ。）
- (9) 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類（作成しているもののみ。）
- (10) 現事業年度の収支報告書及び事業計画（既に財産取引活動をしている団体及び新たに指定管理者になろうとする施設の業務以外の事業を開始する団体のみ。）
- (11) 団体の事業報告書を作成している場合は、当該報告書
- (12) 団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類

申請書と共に提出する書類は 内にレ点を記入する。

様式第 2 号 ( 第 5 条関係 )

第 号  
年 月 日

殿

山辺町長

印

山辺町公の施設に係る指定管理者指定通知書

年 月 日付けで申請のあった山辺町公の施設に係る指定管理者の指定については、山辺町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 6 条第 1 項の規定により、指定したので通知します。

記

施設の名称	
施設の所在地	
指定期間	年 月 日から 年 月 日まで